

「関さんの森」強制収用に関する会長声明

- 1 本年7月25日、松戸市は、「松戸都市計画道路3・3・7号」の整備事業として、同市幸谷の、通称「関さんの森」の一部について、土地収用法に基づく手続きを進めることを決定したと発表した。その後の報道によると、同市は、本年12月には千葉県収用委員会に裁決申請をする意向であるという。

当会は、本年9月、地元住民からの要請を受け、公害対策・環境保全委員会の委員らを中心に現地調査を行った。

その結果もふまえ、当会は、松戸市に対して、地権者及び関係者等との間で協議を尽くすこと、及び、協議が尽くされるまでは収用委員会への裁決申請に向けた手続きを進めないことを求める。

- 2 「関さんの森」とは、松戸市幸谷地区に広がる、広さ約2.1ヘクタールの里山であり、旧来からの地権者（関家）が現在も所有する土地（以下「関家の敷地」という。）約1ヘクタールと、これまでに上記地権者から埼玉県生態系保護協会に寄付されている屋敷林（以下「旧こどもの森」という。）約1.1ヘクタールからなる。両土地上の森と屋敷部分は古から現代まで一体として利用されてきた。また、森と屋敷部分は生態系としての一体性、景観としての一体性を備えており、いずれが欠けても里山の生態系や機能は失われてしまうという関係にある。

一方、「松戸都市計画道路3・3・7号」とは、船橋市から、市川市、松戸市、流山市を経て埼玉県に至る道路であり、昭和39年に都市計画道路決定がなされ、「関さんの森」を通過する「幸谷・二ツ木区間」は、平成4年1月31日に千葉県から事業認可を取得している。

今回、道路予定地として強制収用されようとしているのは、「関家の敷地」のうち約3000平方メートルの土地である。この道路は「関さんの森」の真ん中を貫く形で予定されており、道路が出来ることによって、「関さんの森」は物理的に二つに分断されることとなる。

- 3 本年8月31日、地権者並びに環境保護団体から、かかる道路建設による「関さんの森」への影響を最小限に食い止めるべく、「関さんの森」が二つに分断されることのないよう、道路をできる限り迂回させる代替案が示されている。同代替案では、道路は「関家の敷地」の端に位置する梅林を通ることとされている。

あわせて地権者からは、同地を無償で提供することを松戸市に申し入れたと伝えられている。

この代替案は、平成19年2月に松戸市長が提示した暫定案とほとんど変わらない内容とも評価でき、話し合いでの解決の可能性が残っているにもかかわらず、同市は、かかる代替案について提案者や地権者との十分な協議を行うことなく、土地収用手続を進めようとしている。

- 4 そもそも、土地収用法の目的は、公益上の必要に基づき、私有財産との調整を図りながら「国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」にある（同法1条）。そして、憲法が財産権を基本的人権として保障する観点からは、土地の強制収用は、真にやむを得ない場合にのみ認められる、最後の手段として位置づけられるべきである。

そうであるとすれば、地権者側から、所有地を提供して道路建設に協力をするという、苦渋の選択とも評価できる代替案が出されている現状のもとにおいては、この代替案について十分な協議を尽くす必要がある。かかる協議を尽くすことなく、強制収用を急ごうとすることは、「真にやむを得ない場合」に該当するか否かの検討が十分になされていないと言わざるを得ない。

- 5 よって、当会は、松戸市に対し、地権者と関係者等との間で協議を十分に行うこと、及び、協議が尽くされるまでは収用委員会への裁決申請に向けた手続を進めないことを求め、本声明に至った次第である。

2008(平成20)年11月13日

千葉県弁護士会

会長 小倉純夫

